

# 速報・令和4年度税制改正大綱

(2021年12月10日公表)

# 目次

1	法人課税	P.3
2	国際課税	P.19
3	消費課税	P.25
4	個人所得課税	P.31
5	資産課税	P.37
6	納税環境整備	P.41



# 1. 法人課税

---

# 賃上げ促進税制 人材確保等促進税制の抜本的な見直し（大企業）

## 改正のポイント

- 継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、最大30%の税額控除の適用があります。

## 解説

		【改正前】	【改正後】	
【要件】		新規雇用者給与等支給額が前年度から2%以上増加	①継続雇用者給与等支給額（※1）が前年度から3%以上増加 ②一定の大企業については、従業員への還元や取引先への配慮を行うこと等を宣言していること（※2）	
【税額控除額】	上乗なし	控除対象新規雇用者給与等支給額 × 15%	上乗なし 控除対象雇用者給与等支給増加額 × 15% (基本)	
	上乗あり	/		
		要件	教育訓練費が前年度から20%以上増加	要件 継続雇用者の給与総額が前年度から4%以上増加
			控除対象新規雇用者給与等支給額 × 20%	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 25% (基本+上乗せ10%)
		要件	教育訓練費が前年度から20%以上増加（※3）	
		控除対象新規雇用者給与等支給額 × 20%	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 30% (基本+上乗せ10%+上乗せ5%)（※4）	
	控除限度額（上限）	法人税額 × 20%	控除限度額（上限） 変更なし	

（※1）前年度からすべての月で給与等の支給がある一定の者（継続雇用者）に対するその支給額をいいます。

（※2）資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業が適用を受ける場合には、自社のウェブサイトには宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届け出る必要があります（マルチステークホルダーへの配慮）

（※3）教育訓練費の明細書の保存（改正前：確定申告書への添付）が必要です。

（※4）継続雇用者の給与総額の上乗せ措置（+10%）の適用を受けない場合は、20%になります。

## 適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度（設立事業年度は対象外）について適用されます。

# 賃上げ促進税制 中小企業における所得拡大促進税制の見直し（中小企業）

## 改正のポイント

- 賃上げや人材投資を促す観点から、控除率を最大40%に引き上げ、適用期限が1年延長（令和6年3月31日）されます。

## 解説

		【改正前】	【改正後】	
【要件】	雇用者給与等支給額が前年度から1.5%以上増加		変更なし	
	上乗なし	雇用者給与等支給額の前年度増加額 × 15%	上乗なし	雇用者給与等支給額の前年度増加額 × <b>15%</b> (基本)
【税額控除額】	上乗あり	要件 ①雇用者給与等支給額が前年度から2.5%以上増加 ②A・Bのいずれかを満たすこと（※1） A 教育訓練費の前年度増加率10%以上 B 中小企業等経営強化税制による経営力向上の証明がされたこと	要件	雇用者給与等支給額が前年度から2.5%以上増加
			雇用者給与等支給額の前年度増加額 × <b>30%</b> (基本+上乗せ15%)	
	要件	教育訓練費が前年度から10%以上増加（※2）		
	雇用者給与等支給額の前年度増加額 × <b>40%</b> (基本+上乗せ15%+上乗せ10%)（※1）			
控除限度額（上限）		法人税額 × 20%	控除限度額（上限）	変更なし

（※1） 雇用者給与等支給額の上乗せ措置（+15%）の適用を受けない場合は、25%となります。

（※2） 教育訓練費の明細書の保存（改正前：確定申告書への添付）が必要です。

## 適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度について適用されます。

# 賃上げ促進税制 イメージ図

## 改正のポイント

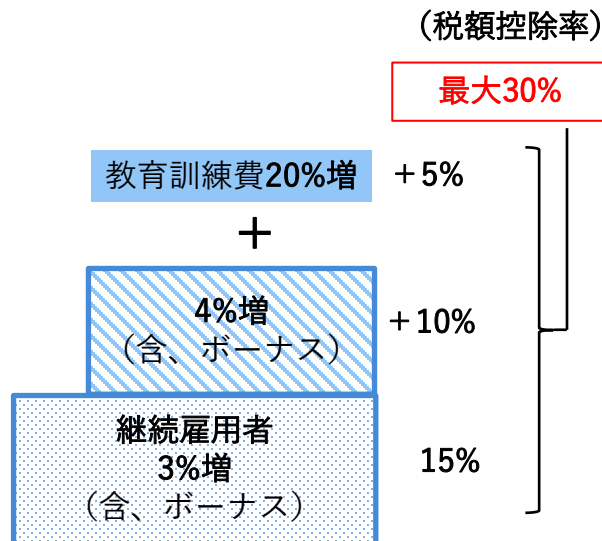
- 企業の積極的な賃上げ等を促す観点から、下記の改正が行われます。

## 解説

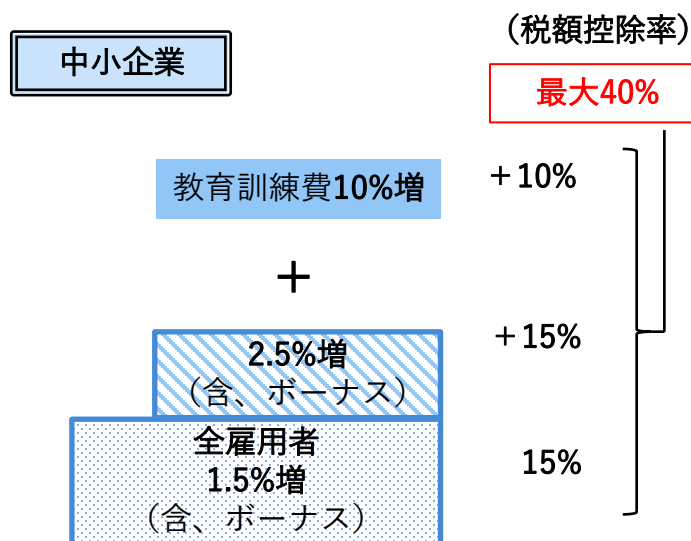
### 【今回の見直し】

#### 大企業

※一定規模以上の企業は、  
マルチステークホルダー  
経営宣言を実施

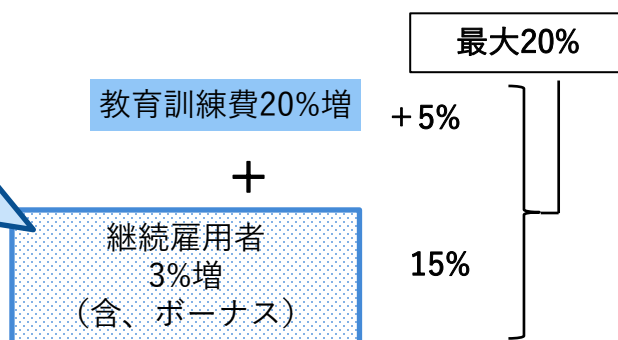


#### 中小企業

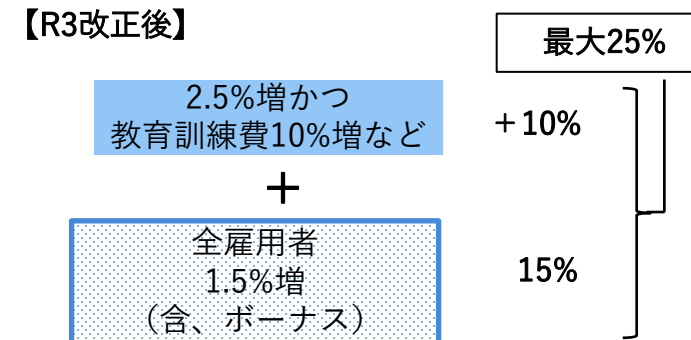


### 【H30当時の制度】

令和3年4月1日から  
令和5年3月31日までの間  
に開始する各事業年度は  
新規雇用者を対象とした  
人材確保等促進税制



### 【R3改正後】



# 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

## 改正のポイント

- 大企業について、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げに消極的な場合に、租税特別措置法による優遇制度（特定税額控除規定）の不適用措置の判定のうち賃上げ要件を強化することで、従業員への分配を担保しようとする改正です。

## 解説

### 【制度の概要】

中小企業者等以外のいわゆる大企業について、次の要件のいずれにも該当しない場合には、特定税額控除規定を適用しないこととされています。

### 【適用要件（適用判定）】

	【改正前】	【改正後】
賃上げ要件	継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額	次のすべてに該当する場合には、賃上げ要件は次の①又は②となる。 ・ 資本金の額等10億円以上、かつ、常時使用する従業員数1,000人以上 ・ 前事業年度所得金額 > 0（前期が黒字所得）  【賃上げ要件】 ① 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度 継続雇用者給与等支給額の対前年比増加率 $\geq$ 0.5% ② 令和5年4月1日以降に開始する事業年度 継続雇用者給与等支給額の対前年比増加率 $\geq$ 1%
設備投資要件	国内設備投資額 > 当期償却費総額 $\times$ 30%	国内設備投資額 > 当期償却費総額 $\times$ 30%

### 【特定税額控除規定】

研究開発税制（総額制度・特別試験研究制度）、地域未来投資促進税制、5G投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制

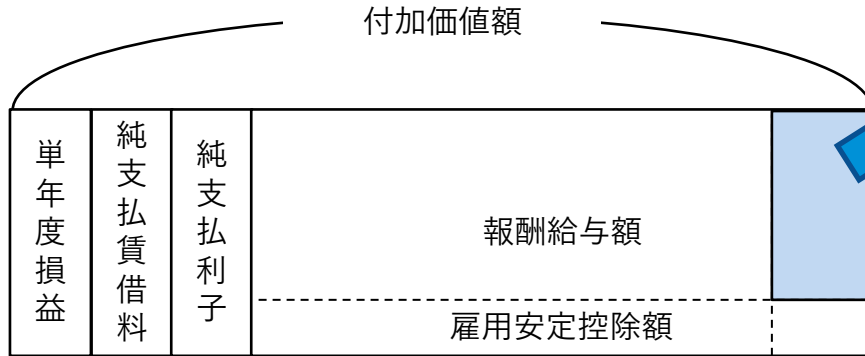
# 賃上げ促進税制 法人事業税の付加価値割における人材確保等促進税制

## 改正のポイント

- 継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業のうち、外形標準課税の適用対象企業は、付加価値割の課税標準を減額させることができます。  
※外形標準課税の適用対象企業…事業年度終了の日における資本金の額等が1億円を超えている法人

## 解説

- 雇用安定控除額との調整を行った金額を、付加価値額から控除できます。



### 人材確保等促進税制控除額

以下の算式で算出します。

控除対象雇用者給与等支給増加額

× (報酬給与額 - 雇用安定控除額) ÷ 報酬給与額

### 【要件】 (法人税と同様)

継続雇用者給与等支給額：対前年度比3%以上増

### 【控除額】

控除対象雇用者給与等支給増加額

ただし、雇用安定控除額を調整する必要があります。

## 実務上の留意点

外形標準課税の適用対象企業は、以上の調整にご留意ください。

## 適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度について適用されます。

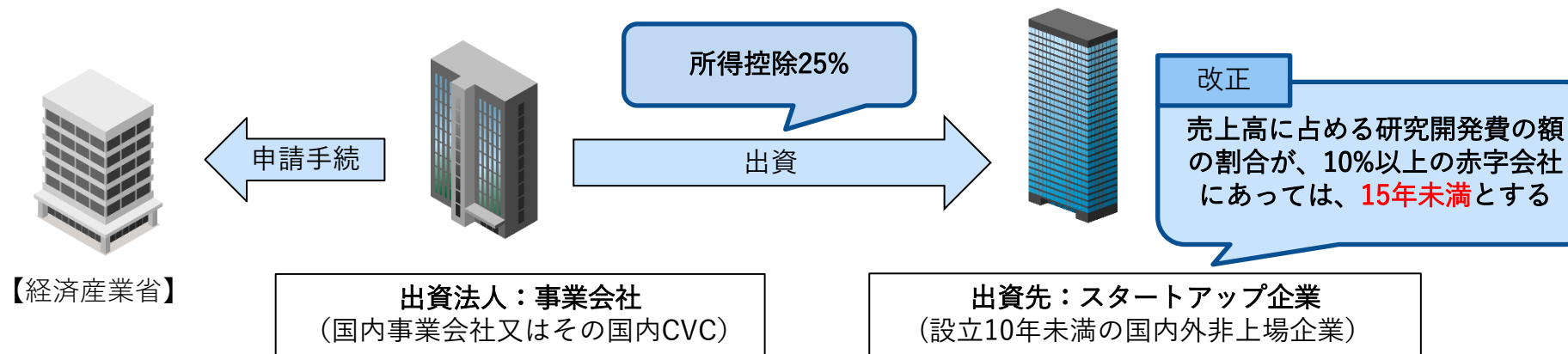


# オープンイノベーション促進税制

## 改正のポイント

- スタートアップ企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進する観点から、一部要件が拡充され適用期限が2年間延長されます。

## 解説



### 【出資行為の要件】

- ・ 取得株式の保有見込期間の下限：5年⇒ **(改正) 3年に短縮**  
※オープンイノベーションの継続が認められない場合等の益金算入期間、事業活動継続期間も同様
- ・ 1件当たりの出資金額の下限：大企業は1億円、中小企業は1千万円（海外企業への出資は一律5億円）
- ・ 資本金増加を伴う現金出資（発行済株式の取得は対象外）、純投資は対象外

### 【所得控除上限額】

1件当たり25億円以下、対象法人1社・1年度当たり125億円以下

### 【適用期限（払込期限）】

**(改正) 令和6年3月31日まで延長**

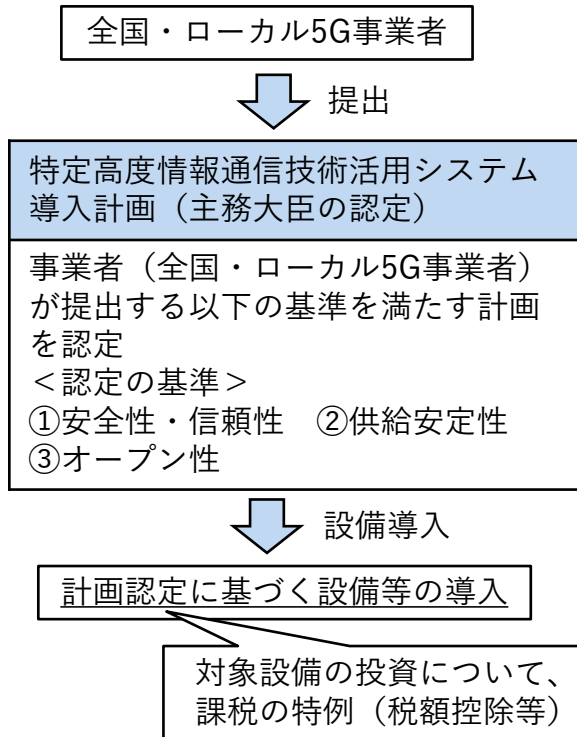
# 5 G 導入促進税制 ①

## 改正のポイント

- 適用期限が3年間延長されます。
- 対象となる基準と設備について一定の見直しが行われます(補助金等の交付を受けたものを除外する)。
- 要件について一定の見直しが行われます。

## 解説

※現行制度



		【改正前】	【改正後】
適用期限		令和4年3月31日	令和7年3月31日
対象となる基準と設備	全国5G	前年度に開設されたものに限る。無線設備(送受信装置、アンテナ)	前年度に開設されたものに限る要件を除外し、5G高度特定基地局を加える。
	ローカル5G	無線設備(送受信装置、アンテナ)、通信モジュール、コア設備、光ファイバ	下記要件を満たすもの
要件	全国5G	多素子アンテナを用いるものに限る。	多素子アンテナを用いないものを加える。(※) マルチベンダー構成及びスタンドアロン方式のものに限定する。
	ローカル5G	システムを構成する上で重要な役割を果たすもの	ローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組であるもの(CATVのラスタワマイル等を対象外)

※条件不利地域は令和4年4月1日以後・その他の地域は令和6年4月1日以後に事業の用に供するものについて適用する。

## 5 G導入促進税制 ②

### 改正のポイント

- 税額控除については、段階的に引き下げられます。
- 特別償却については、令和7年3月31日まで延長されます。

### 解説

		【改正前】	【改正後】			
		令和3年3月31日 まで	令和4年3月31日 まで	令和5年3月31日 まで	令和6年3月31日 まで	令和7年3月31日 まで
税額 控除	全国 5G	15%	15%	15% (9%)	9% (5%)	3%
	ローカル 5G	15%	15%	15%	9%	3%
特別償却		30%	30%			

※条件不利地域以外の特定基地局の無線設備については()内の税率が適用されます。  
※控除税額は当期の法人税額の20%を上限とします。

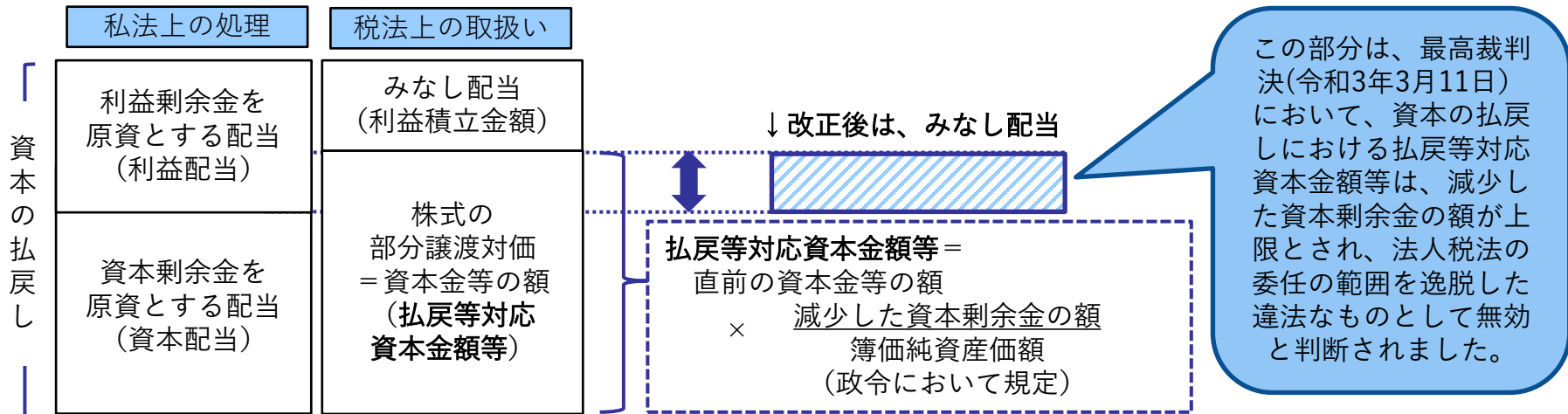
# 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し

## 改正のポイント

- 株主等である内国法人が資本の払戻し等により金銭等の交付を受けた場合、税法上は、交付金銭等のうち払戻し直前の払戻等対応資本金額等を超える部分を「みなし配当」としてはいますが、その払戻等対応資本金額等については、減少した資本剰余金の額が上限とされます。

## 解説

<利益配当と資本配当の混合配当で、簿価純資産価額が直前の資本金等の額より小さい場合>



- ※ 種類株式を発行する法人においては、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算
- ※ 出資等減少分配に係る計算についても同様
- ※ 所得税についても同様

## 実務上の留意点

上記の取扱いは過去に遡って適用されますので、再計算の結果、納付税額等が過大となる場合、法定申告期限から5年以内であれば、税務署に更正の請求を行うことができます。

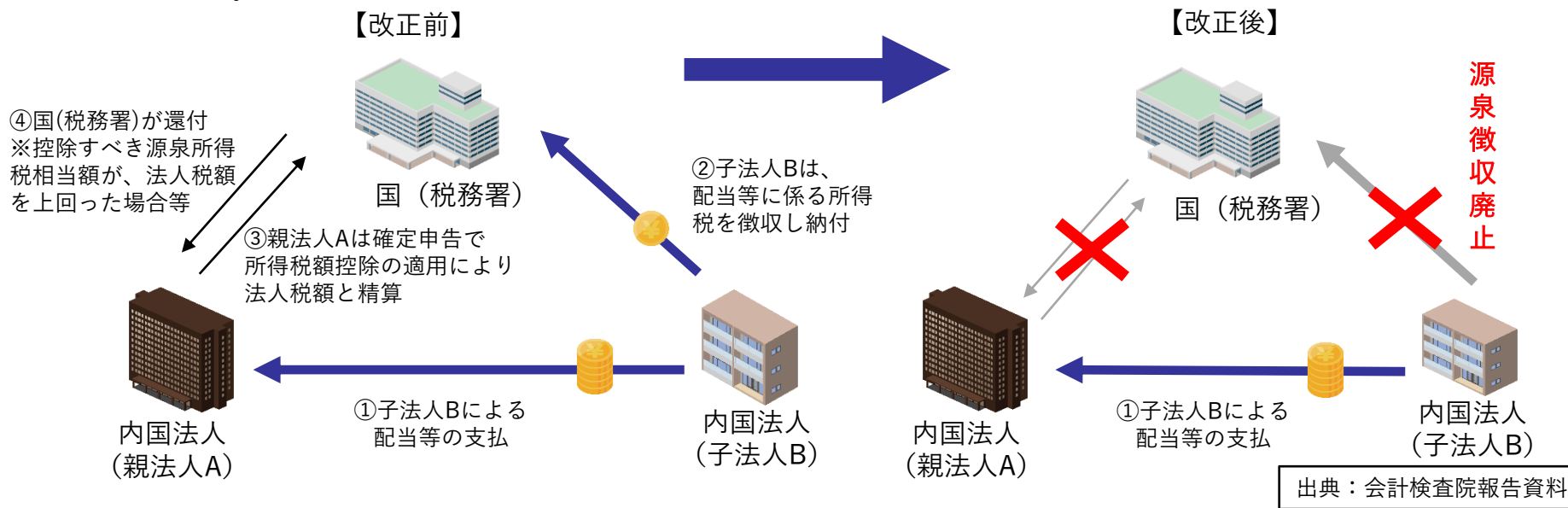
# 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し

## 改正のポイント

- 完全子法人株式等(持株比率100%)及び関連法人株式等(持株比率1/3超)に係る配当等については所得税が課されず、その配当等に係る所得税の源泉徴収は廃止されます。

## 解説

～見直しの背景～ 完全子法人株式等に係る配当等の額、関連法人株式等に係る配当等の額(除く負債利子)の全額が益金不算入のため法人税は課されないにも関わらず、配当等の支払時に源泉徴収を行っているために、控除すべき源泉所得税相当額が所得に対する法人税額を上回った場合に還付(還付加算金も上乘せ)となり、源泉徴収事務と還付事務の両方が生ずる事態となっていました。



## 実務上の留意点

一般社団法人、一般財団法人等の一定の内国法人を除きます。

## 適用時期

令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用となります。

# 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

## 改正のポイント

下記の損金算入制度について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものが除外されます。

- ① 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度（取得価額が10万円未満の減価償却資産）
- ② 一括償却資産の損金算入制度（取得価額が20万円未満の減価償却資産）
- ③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（取得価額が30万円未満の減価償却資産）

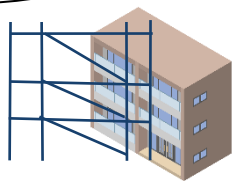
※③については、上記の措置を講じた上で、その適用期限が2年間延長されます。

## 解説

**【改正後】**  
全額損金算入等の対象外  
毎期減価償却により損金算入

<取引のイメージ>

保証契約



資材（建設用足場）  
販売・リース会社

資産取得年度の利益を圧縮

①資材（建設用足場）購入

※@9万円×2,000個=1.8億円

③リース期間終了後の資材売却あっせん

※資材売却先をあっせんする保証契約を締結  
(売却先が見つからない場合は保証額を受け取れる)

1年目

資産取得価額  
(1.8億円)  
【①全額損金算入】

2年目

賃料収入  
【②益金算入】

6年目

資産売却  
【③益金算入】 1.8億円  
程度



納税者

②オペレーティング  
リース契約(5年)



建設会社

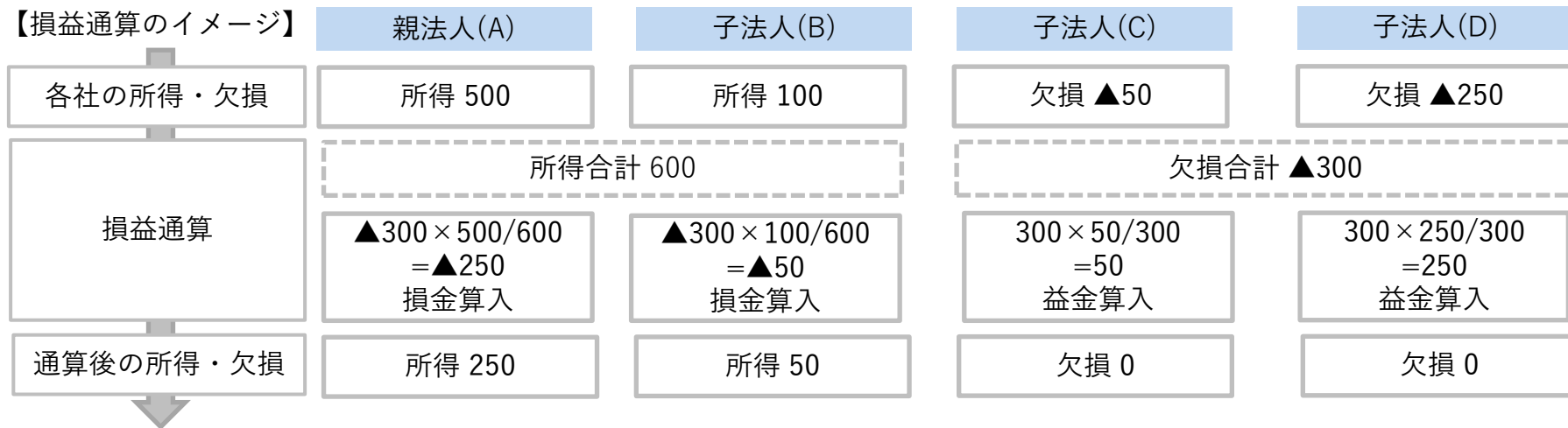
## 実務上の留意点

所得税についても同様とされます。

# グループ通算税制の概要

## 解説

- ① グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人（青色申告である内国法人）を納税単位として、損益通算などの調整を行い、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行う制度です。後日、修正申告・更正などが生じた場合でも他の法人に影響しないことが連結納税と異なるところです。



- ② 青色申告について  
グループ通算制度の承認を受けた場合、青色申告の承認を受けたものとみなされ、取りやめができなくなります。

- ③ 開始時・加入時、離脱時の留意点

開始時・加入時	離脱時
<ul style="list-style-type: none"> <li>時価評価、欠損金の切捨て（一部、全額）</li> <li>みなし事業年度 ・繰延譲渡損益等の取崩し計上 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時価評価、投資簿価修正</li> <li>みなし事業年度 ・再加入制限 など</li> </ul>

- ④ 電子申告  
会社の規模に関わらず、全ての通算法人が電子申告する必要があります。  
(通算親法人の電子署名により通算子法人の電子申告ができます)



# グループ通算税制の離脱時の見直し①

## 改正のポイント

- 離脱時の時価評価について、帳簿価額1,000万円未満の営業権が時価評価されることとなります。
- 投資簿価修正について、通算子法人の離脱時にその通算子法人の株式を有する各通算法人が、その子法人株式に係る資産調整勘定等対応金額について、その計算に関する明細書を添付し、かつ、書類を保存すれば、その通算子法人の簿価純資産価額にその資産調整勘定等対応金額を加算することができます。

## 解説

- 租税回避防止の観点から、グループ離脱時に一定の場合、時価評価する必要があります。

資産（限定）	時価評価に適しない資産とされるもの	評価時の判定単位（※1）	
		建物（A）	1棟ごと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産（土地等以外）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離脱直前事業年度終了の日の翌日から5年前の日以後に終了する各事業年度において国庫補助金等の圧縮記帳等の適用を受けた減価償却資産</li> <li>・ 売買目的有価証券、償還有価証券</li> </ul>	機械装置（B）	1台、1基ごと
		その他	AまたはBに準ずる
		一筆ごと（一体として事業供用されている場合はその一団ごと）	
・ 土地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帳簿価額が1,000万円に満たない資産（※1）</li> </ul> <b>【改正により1,000万円未満の営業権が時価評価されます】</b>	銘柄ごと	
・ 有価証券		債務者ごと	
・ 金銭債権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産の時価と帳簿価額の差額 &lt; ①1,000万円 または ②離脱子法人の資本金等×1/2（※1）</li> <li>・ 離脱子法人との間に完全支配関係がある清算中の内国法人などの株式等で時価が帳簿価額に満たないもの</li> <li>・ 離脱子法人が所有する他の通算法人（通算親法人を除きます）の株式等 などその他一定の資産</li> </ul>	通常取引単位ごと（繰延資産及び上記の評価単位にあてはまらない資産）	
・ 繰延資産			



# グループ通算税制の離脱時の見直し②

## 解説

- グループから通算子法人（A社）が離脱する場合、通算法人（B社）はその保有するA社の株式等の帳簿価額について税務上の簿価純資産価額と等しくなるように修正する必要があります。

### 【簿価純資産価額（A社）】

資産（注1） 1,000万円	負債（注1） 450万円	
	<b>資産調整勘定 50万円【改正】</b>	(B社)
	純資産 550万円	投資簿価修正 100万円
		500万円

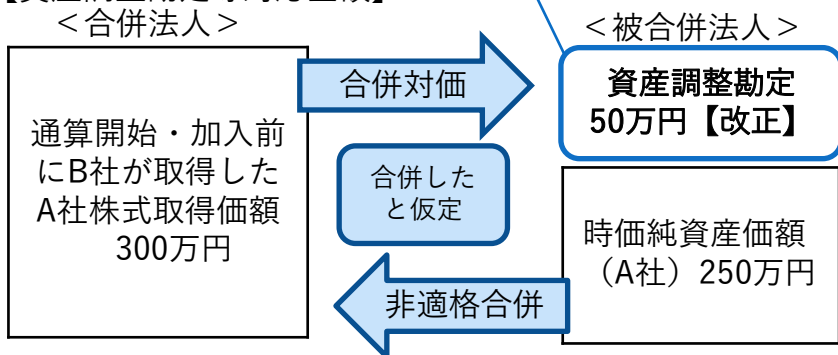
B社が有するA社の株式数：1,000株（注2）①  
 A社の発行済株式数：1,000株（注2）②  
 B社が有するA社株式の帳簿価額：500万円③  
 簿価純資産価額：550万円+50万円=600万円

投資簿価修正  
 $600\text{万円} \times 1,000\text{株}① / 1,000\text{株}② = 600\text{万円}$   
 $600\text{万円} - 500\text{万円}③ = 100\text{万円}$ （帳簿純資産不足額）  
 通算子会社株式100万円 / 利益積立金100万円

（注1）通算承認の効力を失った日の前日の属する事業年度終了の時の資産及び負債

（注2）通算承認の効力を失う直前の株式数

### 【資産調整勘定等対応金額】



### 実務上の留意点

- 主要な事業が引き続き行われることが見込まれていないことにより通算制度から離脱等する通算子法人は除外されます。
- 資産調整勘定等対応金額は、通算子法人を被合併法人等とする非適格合併等が行われた場合には零になります。
- 連結納税制度からグループ通算制度に移行したグループの連結開始・加入子会社についても対象になります。

## 適用時期

令和4年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。

# 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し

## 改正のポイント

- 大法人に係る法人事業税の所得割について、軽減税率（所得割年400万円以下、800万円以下の部分）が廃止になります。

## 解説

**改正前** 3以上の都道府県に事務所等を設けている法人で、資本金1,000万円以上のものは軽減税率の対象外。

⇒ このため、事務所等を2以下の都道府県にしか設けていない場合、大法人にも軽減税率が適用されていました。

## 改正後

事務所等を**2以下の都道府県**に設けている法人の法人事業税所得割の税率

		【改正前】				【改正後】			
		事業税(①)	特別法人事業税(②)		(①+②)	事業税(①)	特別法人事業税(②)		(①+②)
		(標準税率(a))	税率(b)	((a) × (b))		(標準税率(a))	税率(b)	((a) × (b))	
大法人	400万円以下	0.4%	260.0%	1.04%	1.44%	1.0%	260.0%	2.60%	3.60%
	800万円以下	0.7%	260.0%	1.82%					
	800万円超	1.0%	260.0%	2.60%					
中小法人	400万円以下	3.5%	37.0%	1.295%	4.795%	3.5%	37.0%	1.295%	4.795%
	800万円以下	5.3%	37.0%	1.961%	7.261%	5.3%	37.0%	1.961%	7.261%
	800万円超	7.0%	37.0%	2.59%	9.59%	7.0%	37.0%	2.59%	9.59%

## 適用時期

令和4年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。



## 2. 国際課税

---

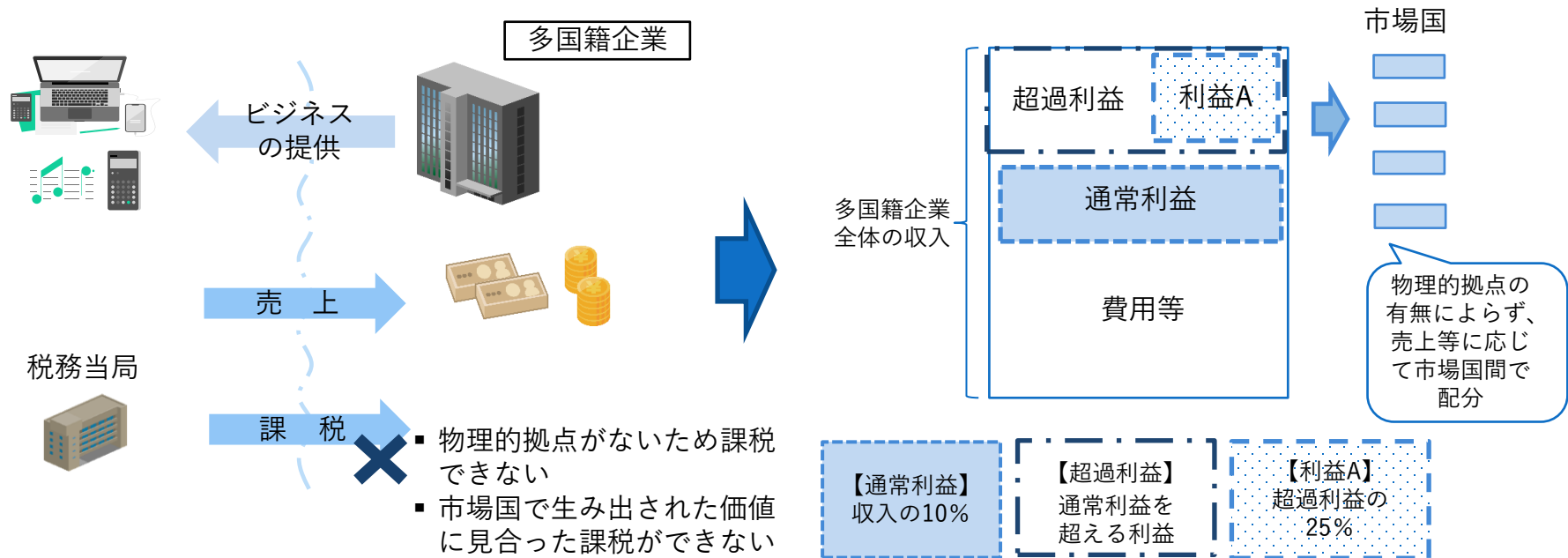
# 新たな国際課税ルールについて①

## 改正のポイント

- OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、国際課税制度の見直しに係る合意がなされたことから「第1の柱」として、市場国への新たな課税権の配分が検討されます。

## 解説

**第1の柱**：売上高200億ユーロ（約2.6兆円超）及び利益率10%超に該当する多国籍企業グループに対して物理的拠点の有無に拘らず、**売上等に応じて**グループの利益率10%を超える超過利益の25%を**市場国間で配分**する。



## 適用時期

「第1の柱」「第2の柱」とともに令和5年度以降の税制改正が予定されています。

# 新たな国際課税ルールについて②

## 改正のポイント

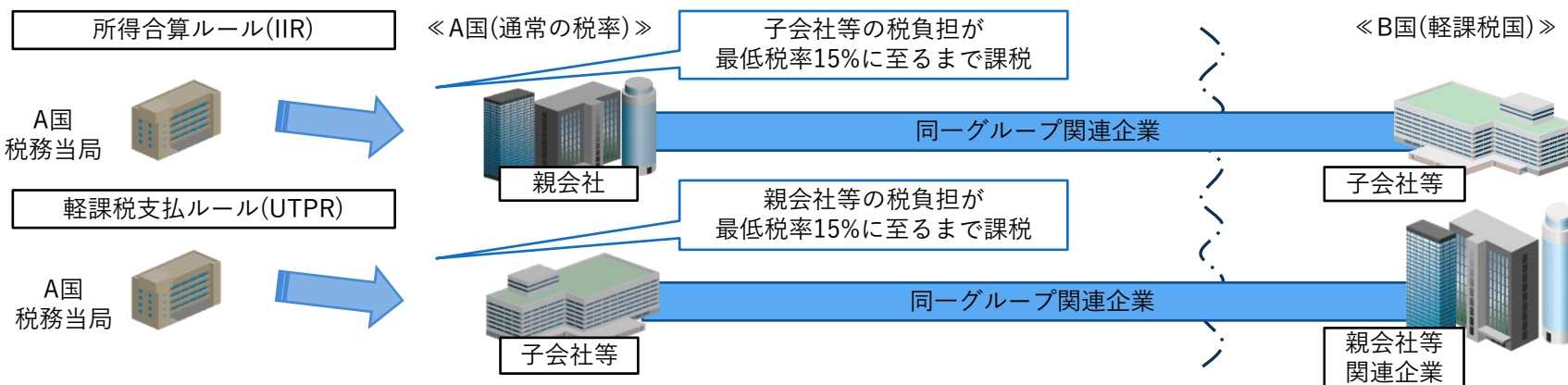
- 多国籍企業グループが最低限の法人税負担をすることを確保するため、「第2の柱」として、国際的なルールとなるGloBE( Global Anti-Base Erosion )ルールを導入するよう検討されます。

## 解説

### 第2の柱：GloBE( Global Anti-Base Erosion )ルール

- ① 所得合算ルール( IIR : Income Inclusion Rule )  
軽課税国にある子会社等の税負担が最低税率(15%)に至るまで**親会社の国で課税**
- ② 軽課税支払ルール( UTPR : Undertaxed Payment Rule )  
軽課税国にある親会社等の税負担が最低税率(15%)に至るまで**子会社等の国で課税**

(注) 海外進出の初期段階にある多国籍企業は、GloBEルールの適用開始後5年間、UTPRの適用から除外される。



## 実務上の留意点

年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,000億円)以上の多国籍企業が対象となる予定です。

# 子会社配当等・株式譲渡を組み合わせた国際的租税回避対応の見直し①

## 改正のポイント

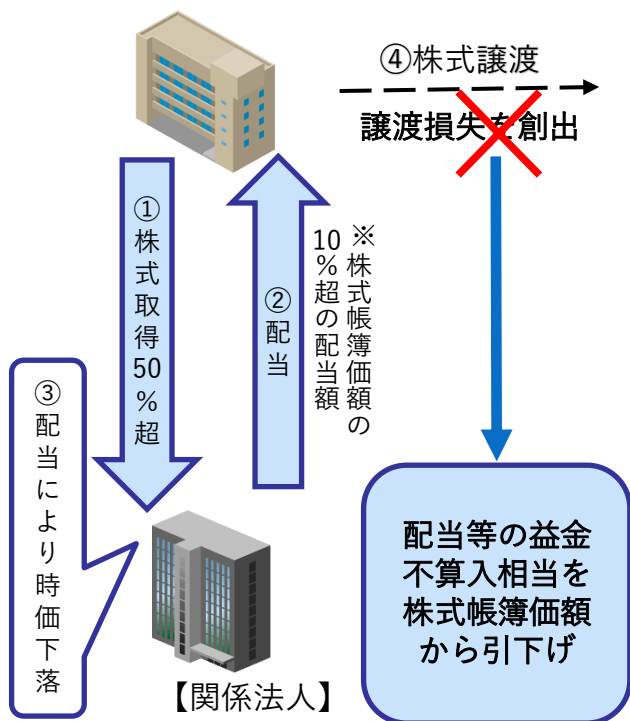
- 令和2年度税制改正により、海外子会社の配当と株式譲渡を組み合わせた租税回避防止策として、法人が一定の支配関係にある子会社から、一定の配当等を受ける場合、株式の帳簿価額から、その配当等のうち益金不算入相当額等を減額することとされていましたが、適用除外要件の判定及び適用回避防止規定が見直されます。

## 解説

### 【適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）の判定の見直し】

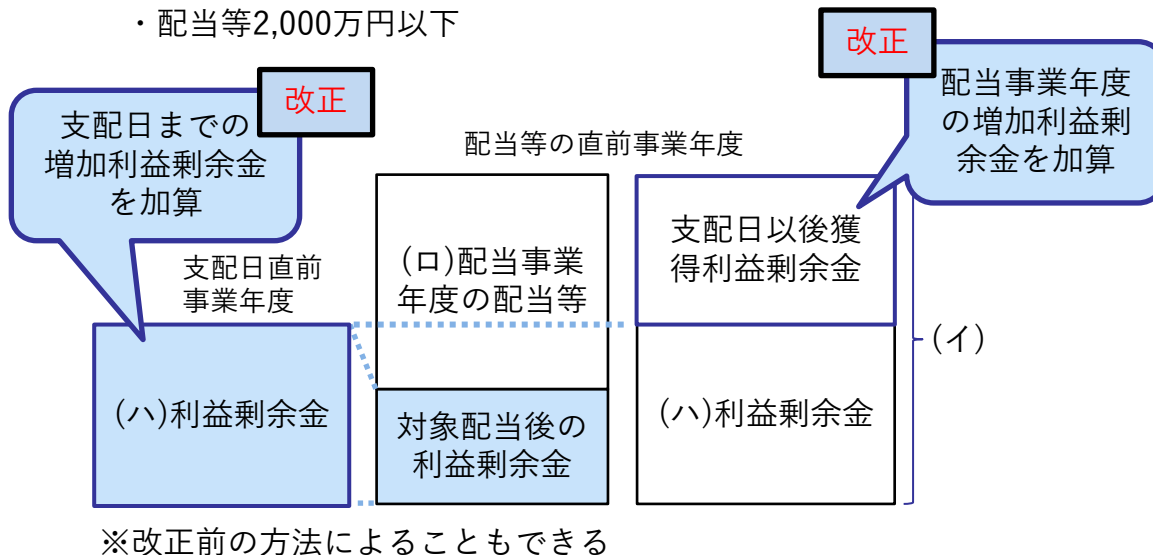
#### ○制度概要

#### 【内国普通法人（日本）】



#### ○適用除外要件

- ・内国法人等が関係法人株式の90%以上を設立時から有する場合
- ・(イ)配当等の直前期末利益剰余金▲(ロ)配当等  $\geq$  (ハ)特定支配日直前期末利益剰余金
- ・特定支配日から配当等を受ける日までの期間が10年超
- ・配当等2,000万円以下



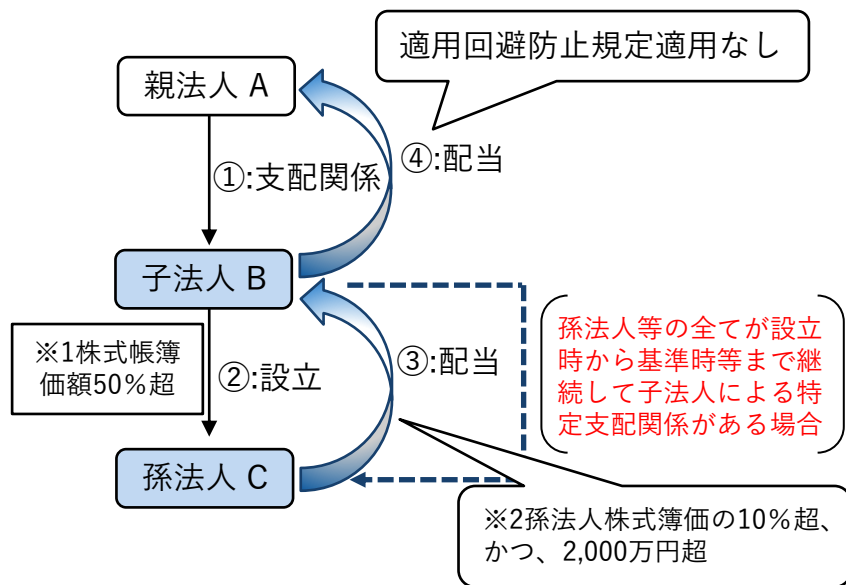
# 子会社配当等・株式譲渡を組み合わせた国際的租税回避対応の見直し②

## 解説

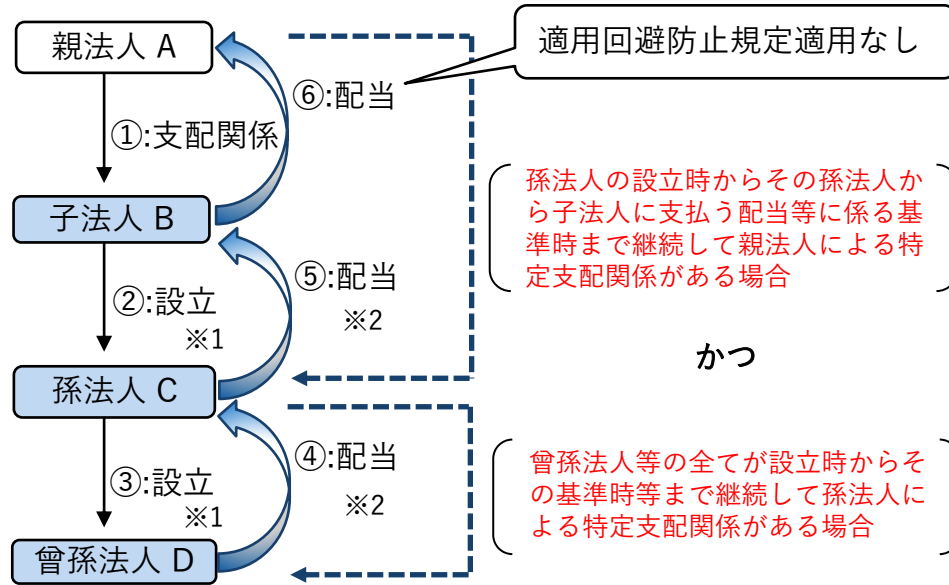
### 【適用回避防止規定の見直し】

子法人が孫法人を買収して親法人に配当等を行った場合等に対応した適用回避防止規定について、設立時から継続して一定期間特定支配関係にある次のいずれかの法人に該当する場合には、適用されないこととなります。

#### 1. 孫法人から配当等を受け取る場合



#### 2. 曾孫法人から配当等を受け取る場合



### 《子法人を経由した配当を用いたスキームに対する適用回避防止規定とは》

一定の子法人が、孫法人から1事業年度中に受ける配当等の額が、孫法人株式の帳簿価額の10%を超え、かつ、2,000万円を超える場合には、子法人は内国株主割合要件及び10年超支配要件を満たさない事とするなど、適用除外要件を満たさないこと等とされています。

## 適用時期

令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用されます。



# グループ通算制度における外国税額控除の見直し

## 改正のポイント

- 税務当局は、納税者の進行事業年度調整措置に適用すべき、金額等の説明や更正処分を行うことが可能となります。

## 解説

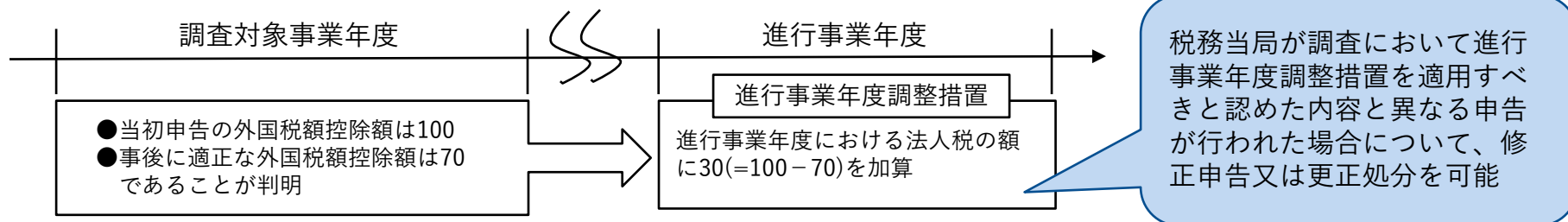
### 【現行制度の概要】

- グループ通算制度における外国税額控除に関する非違については、その事業年度の申告を修正申告・更正するのではなく、その事業年度の外国税額控除額は当初申告額で固定した上で（固定措置）、その外国税額控除額の過不足額につき納税者が進行事業年度の申告において法人税の額に控除又は加算すること（進行事業年度調整措置）によりその調整を図ることとされています。
- 現行制度の下では、調査において進行事業年度調整措置を適用すべきと認める金額を把握した場合であっても、その把握した内容を納税者に対して知らせる法令上の根拠がありません。また、納税者が過年分の調査結果に納得していないことなどを理由に進行事業年度調整措置を適用しない場合には、更正処分を行うことはできません。

### 【見直し案】

- 納税者が適切な進行事業年度調整措置を適用できるよう、税務当局が調査において進行事業年度調整措置を適用すべきと認めた場合において、その**適用すべき金額及び理由等を納税者に対して説明する**こととされます。
- 上記の説明の内容と異なる申告が行われた場合には、その事業年度に係る進行事業年度調整措置の固定を不適用とすることとし、**修正申告又は更正処分を行うことが可能**とされます（地方税も同様）。

### 【進行事業年度調整措置のイメージ】



## 適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度より適用されます。





### 3. 消費課税



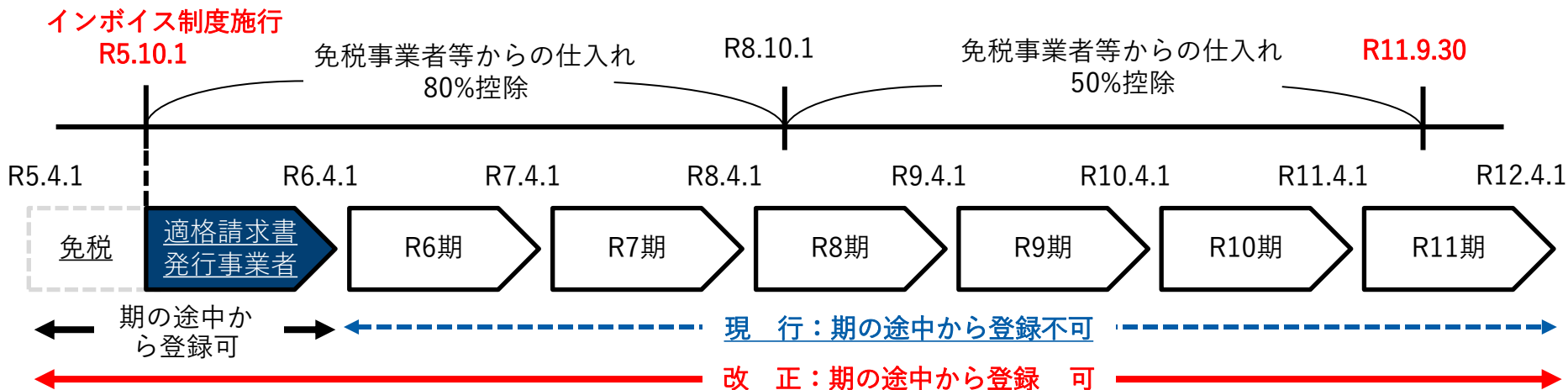
# 適格請求書等保存方式に係る登録手続①

## 改正のポイント

- 課税期間の中途に、登録日から適格請求書発行事業者となることのできる対象期間が、「令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間」に見直されました（簡易課税の適用も可能となります）。

## 解説

- 免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日～令和11年9月30日の6年間においては、課税期間の途中から適格請求書発行事業者となることができます。



## 実務上の留意点

本改正に伴い、その登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度は適用されないこととなります。

## 適格請求書等保存方式に係る登録手続②

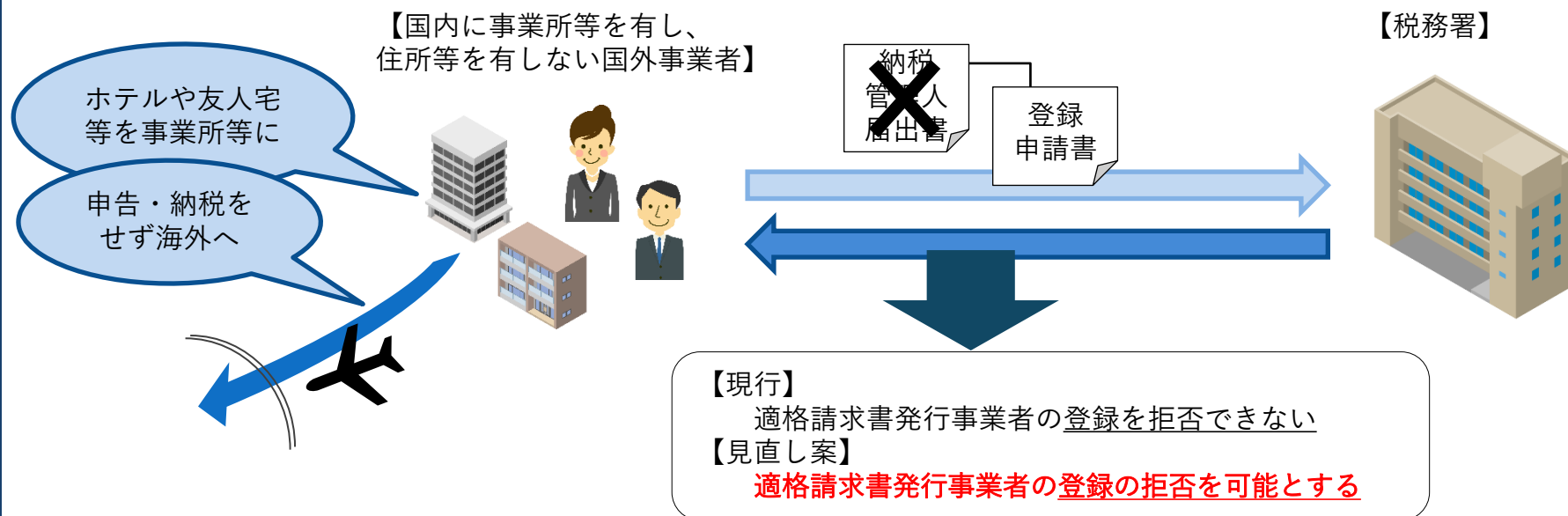
### 改正のポイント

- 納税管理人を定めることとされている国外事業者※が適格請求書発行事業者の登録申請をした際に、納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録を拒否することができます。
- 虚偽の記載をした登録申請書により適格請求書発行事業者となった場合には税務署長はその登録を取り消すことができます。

### 解説

- 現消費税法では、納税管理人を定めずに適格請求書発行事業者の登録をした国外事業者※が、適格請求書を発行しながらも、消費税を申告・納税せずに姿をくらます（いわゆるミッシングトレーダー）等が危惧されます。

※ 国内に事業所等を有し、住所等を有しない国外事業者については、納税管理人を定める必要があります。



# 仕入明細書による仕入税額控除の適用要件の見直し

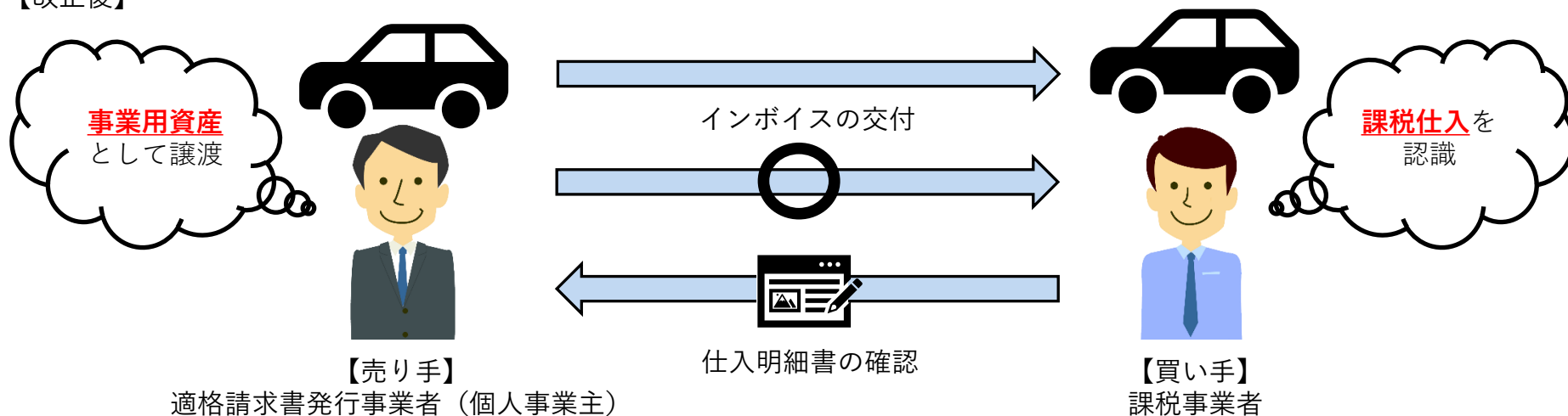
## 改正のポイント

- 課税事業者（買い手）が仕入明細書による仕入税額控除をする場合、課税仕入の相手（売り手）が課税資産の譲渡等を行う場合に限り、仕入税額控除が認められることとなります。

## 解説

- 改正前は、課税事業者である買い手は、売り手が譲渡した資産の保有区分（家事用／事業用）にかかわらず、作成した仕入明細書を保存することで仕入税額控除が可能でした。しかし改正後は、売り手が課税資産の譲渡等を認識している場合に限り仕入明細書による仕入税額控除が認められることとなります。

### 【改正後】



## 実務上の留意点

買い手は売り手に対し、その譲渡が課税資産の譲渡等に該当するかどうか確認する必要があります。

## 適用時期

令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用となります。

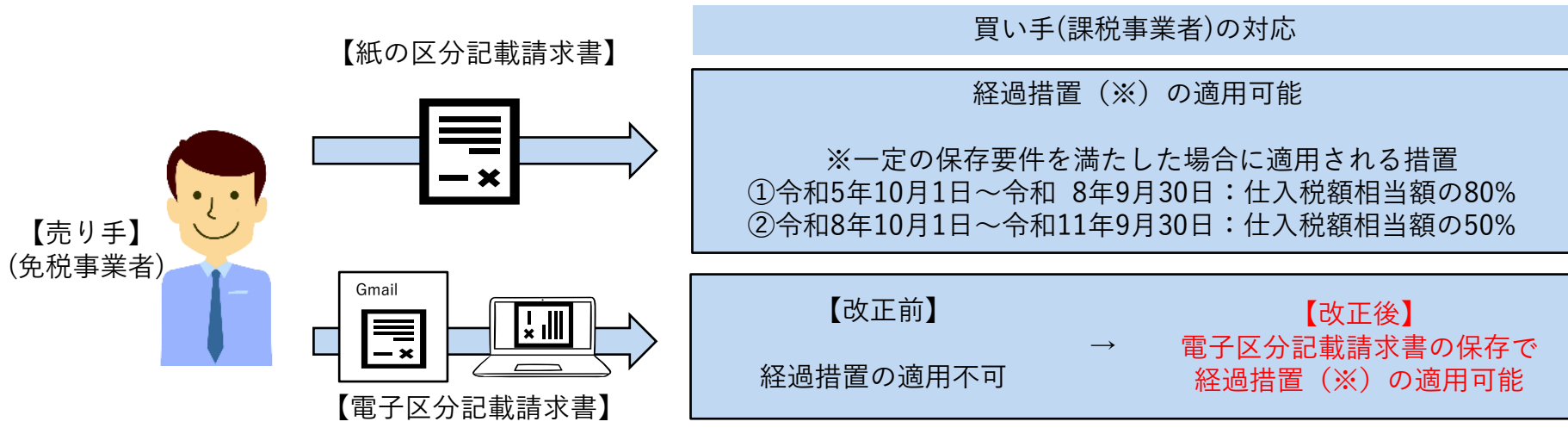
# 電子区分記載請求書による仕入税額控除の経過措置適用について

## 改正のポイント

- 適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者）からの、課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置については、「紙」の交付による保存のほか、「電磁的記録」の提供を受けて保存する場合でも、経過措置の適用が認められます。

## 解説

- 改正前は適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者）から交付を受ける区分記載請求書について、紙により交付を受けた場合のみ、課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置が適用可能でした。しかし改正後は、同請求書を電磁的記録により提供を受けた場合でも、紙の場合と同様に経過措置が適用可能となります。



## 実務上の留意点

今回の改正にかかわらず経過措置期間は、仕入税額として控除できる一定の割合が定められているためご注意ください。

## 適用時期

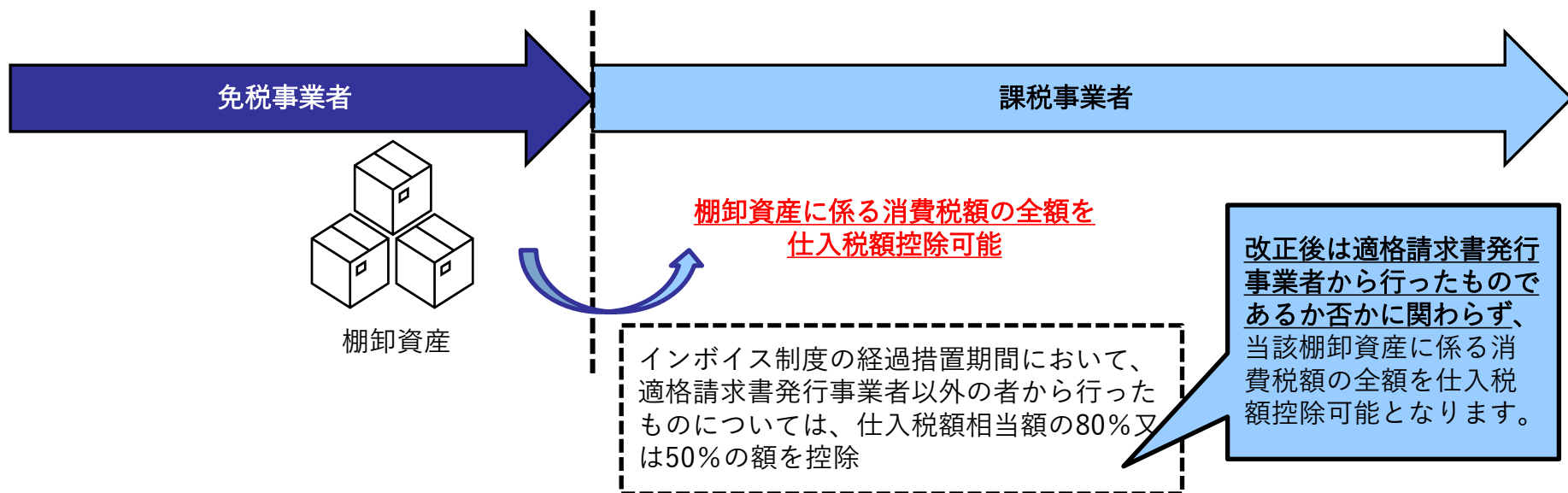
令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用となります。

# インボイス制度経過措置期間における棚卸資産に係る調整

## 改正のポイント

- インボイス制度への移行に伴う経過措置期間においては、免税事業者からの仕入に係る棚卸資産について、その仕入税額相当額の80%又は50%で控除することとされています。
- 改正後は免税事業者である期間において行った課税仕入れについて、適格請求書発行事業者以外の者から行った棚卸資産であっても当該棚卸資産に係る消費税額の全額を仕入税額控除可能となります。

## 解説



## 実務上の留意点

インボイス制度の経過措置期間において、免税事業者が課税事業者になるタイミングで有している棚卸資産については、消費税の仕入税額控除の取り扱い自体に変更ありません。

## 適用時期

令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用となります。



## 4. 個人所得課税

---

# 住宅ローン控除

## 改正のポイント

- 適用期限が4年延長されますが、控除率が1%から0.7%に引き下げられます。
- 省エネ性能の高い認定住宅等は、借入限度額が上乘せされます。
- 適用対象者の所得要件が現行3,000万円以下から、2,000万円以下に引き下げられます。

## 解説

- 住宅ローン控除について、次の特例措置が講じられます。

		【改正前】	【改正後】	
		一定の期間 ※1 に契約し、 令和3年～令和4年に入居	令和4年～令和5年 に居住	令和6年～令和7年 に居住
控除率		1%	0.7%	0.7%
借入限度額 及び 控除期間	一般住宅	4,000万円/13年	3,000万円/13年	2,000万円/10年 ※2
	認定住宅	5,000万円/13年	5,000万円/13年	4,500万円/13年
	ZEH水準省エネ住宅	-	4,500万円/13年	3,500万円/13年
	省エネ基準適合住宅	-	4,000万円/13年	3,000万円/13年
所得要件		3,000万円以下	2,000万円以下	2,000万円以下

※1 新築は令和2年10月から令和3年9月まで、建売等は令和2年12月から令和3年11月までに契約。

※2 令和6年以後に建築確認を受ける家屋等で、登記簿上の建築日付が令和6年7月以降のものは0円。

(注) 中古住宅については、借入限度額は一般住宅が2,000万円、認定住宅等が3,000万円、控除期間は一律10年とされます。



# 住宅ローン控除（住民税）

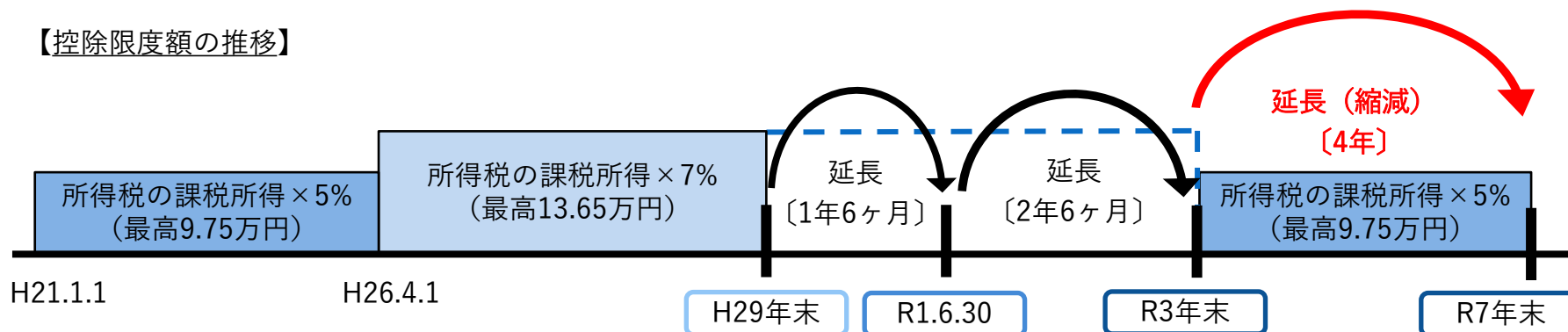
## 改正のポイント

- 住宅ローン控除額のうち、所得税から控除しきれなかった額は、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除されます。

## 解説

- 令和4年分以後の所得税において住宅ローン控除の適用がある者のうち、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、翌年度の個人住民税において、所得税の課税所得金額等の5%（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で所得税から控除しきれなかった金額が控除されます。
- 個人住民税における住宅ローン控除限度額は、平成25年度の改正により所得税の課税所得金額等の5%（最高9.75万円）から7%（最高13.65万円）に引き上げられ、令和3年末まで延長されていましたが、控除限度額を縮減の上、令和7年末まで延長されます。

### 【控除限度額の推移】



## 実務上の留意点

住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者に限ります。

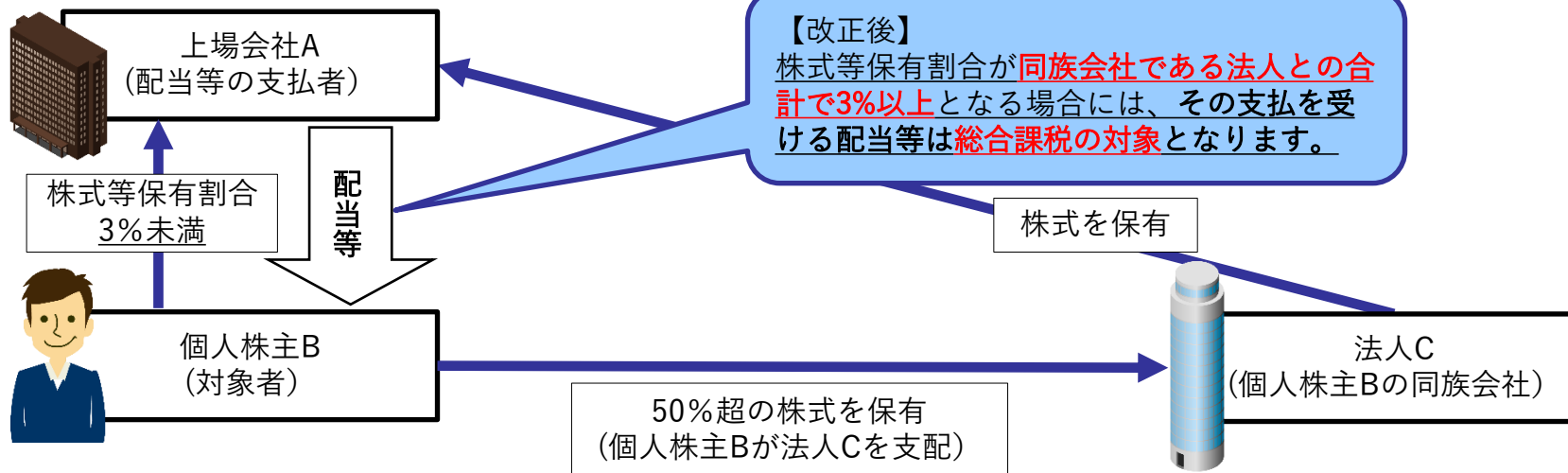
# 大口株主等の要件の見直し①

## 改正のポイント

- 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、株式等保有割合が3%以上の株主は総合課税の対象とされています。
- 改正後は上場株式等の配当等を受ける個人株主が保有する株式に加え、同族会社が保有する株式を含めた株式等保有割合が3%以上の場合に総合課税の対象となるため、個人株主は分離課税の適用を受ける事が出来なくなります。

## 解説

### 【総合課税の対象者の見直し】



## 実務上の留意点

個人の株式等保有割合が3%未満であっても、法人の株式等保有割合を合わせた合計が3%以上となる場合には、累進税率となる総合課税の対象となり、上場株式等の譲渡損失との損益通算や申告不要制度の適用も受けられなくなります。

## 適用時期

令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用されます。

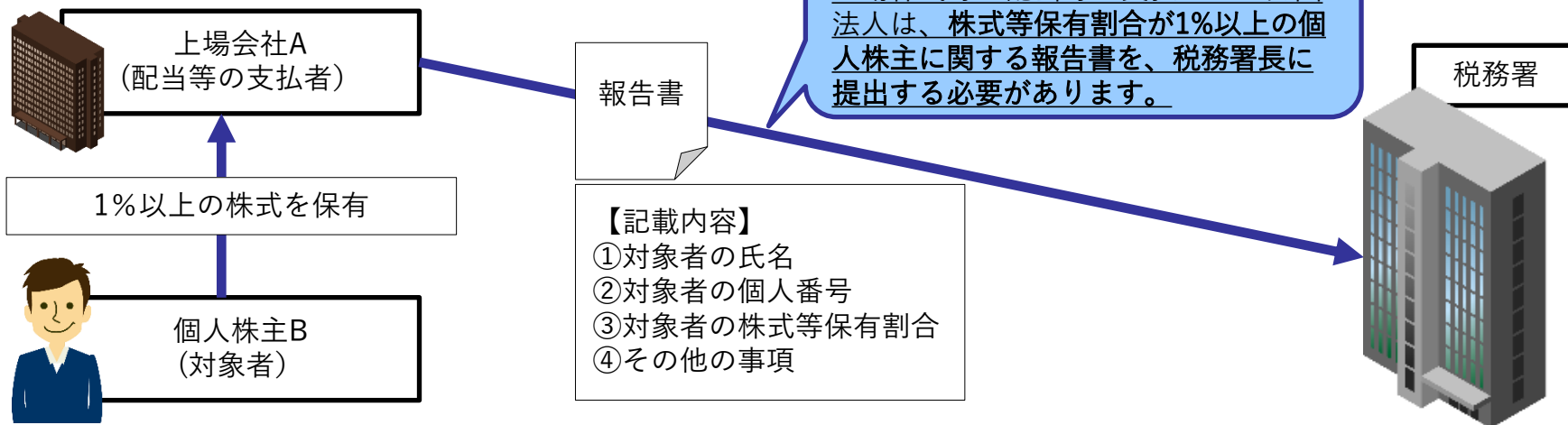
# 大口株主等の要件の見直し②

## 改正のポイント

- 今回の改正によって上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、配当等の支払に係る基準日において株式等保有割合が1%以上の株主に関する報告書を、配当等の支払の確定した日から1ヶ月以内に当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する事となります。

## 解説

### 【配当等の支払者による報告書提出の流れ】



## 実務上の留意点

上場会社は、配当等の支払の確定した日から1ヶ月以内に上記の記載内容を含んだ報告書を所轄の税務署長へ提出する必要があります。

## 適用時期

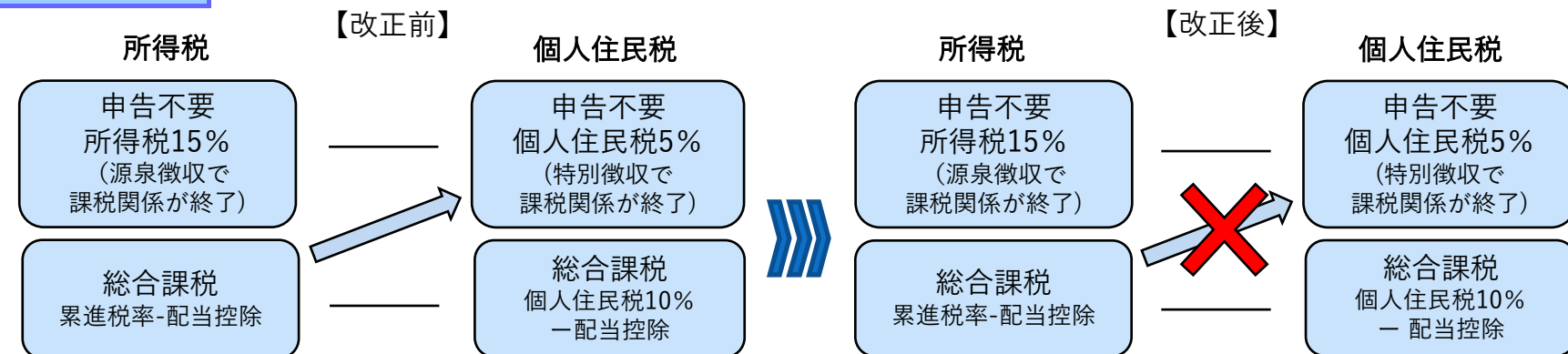
令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用されます。

# 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

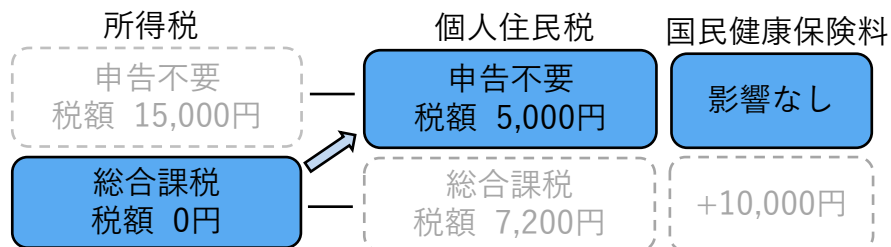
## 改正のポイント

- これまで国民健康保険料等の他制度における影響等を考慮して、所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択することが可能でしたが、金融所得課税が所得税・個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、課税方式が一致されます。

## 解説



**【具体例】** 10万円の配当所得がある国民健康保険加入者の事例  
 ※課税所得金額195万円超330万円以下の場合



※上場株式等の配当所得等については、申告不要及び総合課税に加え、申告分離課税が選択可能。

※特定口座における上場株式等の譲渡所得については、申告不要と申告分離課税の選択が可能。

## 適用時期

令和6年度分以後の個人住民税について適用されます。

## 実務上の留意点

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう、規定の整備が行われます。



## 5. 資産課税

---

# 財産債務調書制度の見直し

## 改正のポイント

- 財産債務調書の提出義務者に総資産10億円以上を有する居住者が追加されます。
- 財産債務調書の提出期限が翌年6月30日となります。（国外財産調書についても同様）

## 解説

- 財産債務調書制度について、以下の見直しが行われます。

	【改正前】	【改正後】
提出義務者	・ 所得2,000万円超、かつ、総資産3億円以上 又は有価証券等1億円以上を有する者	・ 所得2,000万円超、かつ、総資産3億円以上 又は有価証券等1億円以上を有する者 ・ 総資産10億円以上（所得制限なし）を有する 居住者
提出期限	翌年3月15日	翌年6月30日
記載内容	12月31日時点で保有する財産・債務の所在地、 銘柄別、価額等 ※一部の少額財産債務は記載を省略可能 例：取得価額100万円未満の家庭用動産 （現金・美術品等を除く）	12月31日時点で保有する財産・債務の所在地、 銘柄別、価額等 ※一部の少額財産債務は記載を省略可能 例：取得価額300万円未満の家庭用動産 （現金・美術品等を除く）

## 実務上の留意点

提出期限後に財産債務調書等が提出された場合でも、税務調査通知前に提出されたものである場合に限り提出期限内に提出されたものとみなされます。（令和6年1月1日以後に提出する場合）

## 適用時期

令和5年分以後の財産債務調書及び国外財産調書について適用となります。

# 事業承継税制 特例承継計画提出期限の延長

## 改正のポイント

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもとに、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予できる制度で、適用要件の緩和や納税猶予割合の引き上げ等がされた特例措置が認められています。特例措置を受けるためには、特例承継計画を令和5年3月31日までに提出する必要がありましたが、今般の感染症の影響により、その期限が令和6年3月末まで1年間延長されます。

## 解説

	一般措置	特例措置
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等が対象 (平成30年1月1日から令和9年12月31日まで)
事前の計画策定等	不要	5年以内の特例承継計画の提出 ⇒ 提出期限を <b>令和6年3月31日</b> まで <b>1年間延長</b>
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与:100% 相続:80%	100%
承継パターン	先代経営者から後継経営者1人	複数の株主から最大3人の後継経営者
雇用確保要件	承継後5年間は平均8割の雇用維持	左記要件を下回った場合でも納税猶予は継続
事業承継が困難になった場合	なし	減免措置あり
相続時精算課税の適用	20歳以上の推定相続人・孫に限定	20歳以上の推定相続人以外の場合も適用可能

## 実務上の留意点

特例承継計画の提出は令和6年3月31日まで1年間延長されますが、**令和9年12月末までの適用期限についての延長は行われません。**



# 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長・見直し

## 改正のポイント

- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が2年延長されます。
- 非課税限度額が下記の通り引き下げられます。
- 適用対象となる既存住宅家屋の築年数要件が廃止され、新耐震基準に適合している住宅用家屋であることが加えられます。

## 解説

		【改正前】				【改正後】
適用期限		令和3年12月31日				令和5年12月31日
非課税限度額	契約の締結期間	H27.1月～ H27.12月	H28.1月～ H31.3月	H31.4月～ R2.3月	R2.4月～ R3.12月	契約の締結時期にかかわらず
	① 耐震・省エネ バリアフリー住宅	1,500万円	1,200万円	3,000万円 (※1)	1,500万円 (※1)	① 1,000万円
	②その他の住宅	1,000万円	700万円	2,500万円 (※1)	1,000万円 (※1)	② 500万円
既存住宅用家屋の築年数要件		その取得の日以前20年以内に建築されたもの (耐火建築物の場合は25年以内)				・築年数要件を廃止 ・新耐震基準に適合していること(※2)
受贈者の年齢要件		贈与を受けた年の1月1日において <b>20歳以上</b>				<b>18歳以上</b>

(※1) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の限度額。

(※2) 登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなされます。

## 実務上の留意点

非課税限度額の改正を除き、上記改正は住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様とされます。なお、住宅取得等資金の贈与に係る震災特例法の贈与税の非課税措置に係る非課税限度額は、現行制度と同額となります。

## 適用時期

令和4年1月1日（受贈者の年齢要件の改正については令和4年4月1日）以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。





## 6. 納税環境整備

---

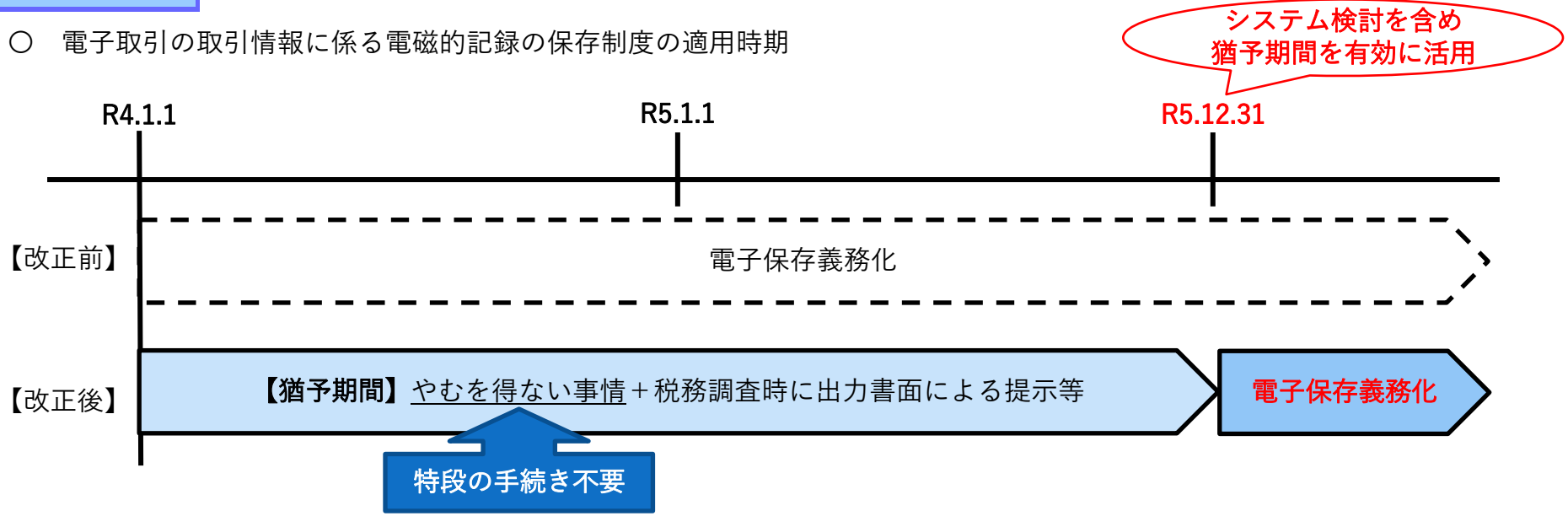
# 電子帳簿保存法の電子取引の保存に関する制度や税務調査のデジタル化について所要の整備①

## 改正のポイント

- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、やむを得ない事情があり、かつ税務職員に対して電磁的記録の出力書面の提示等ができる場合には、保存要件にかかわらず電磁的記録の保存をすることができます。

## 解説

- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の適用時期



## 実務上の留意点

納税地の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認めた場合に適用できます。なお、「やむを得ない事情」の税務署長の認定については、特段の手続きを要しません。

## 適用時期

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引について適用となります。

# 電子帳簿保存法の電子取引の保存に関する制度や税務調査のデジタル化について所要の整備②

## 解説

- 電子取引とは「取引情報の授受を電磁的方式により行う取引」のことをいい、具体的には以下の通りです。

	<p><b>電子メール</b> 電子メールにより請求書や領収書等のデータを受領。</p>		<p><b>ホームページ</b> ホームページから請求書や領収書をダウンロード。</p>		<p><b>クラウドサービス</b> クラウドサービスを利用し、電子請求書や電子領収書を受領。</p>
	<p><b>クレジットカード</b> クレジットカードや交通系ICカード等の電子明細書を受領。</p>		<p><b>EDIシステム</b> EDIシステムの利用。</p>		<p><b>ペーパレスFAX</b> ペーパレスFAXで請求書や領収書等のPDFファイルを受領。</p>

- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件

<p>真実性の要件</p>	<p>以下の措置の<b>いずれか</b>を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う</li> <li>②取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後速やかに）タイムスタンプを付すこと</li> <li>③訂正削除不可又は訂正削除履歴の残るクラウドサービス等において取引情報を授受・保存</li> <li>④正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う</li> </ul>
<p>可視性の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと</li> <li>・電子計算機処理システムの概要書を備え付けること</li> <li>・検索機能を確保すること</li> <li>①取引年月日その他の日付、取引金額、取引先により検索できること</li> <li>②日付又は金額の範囲指定により検索できること</li> <li>③二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること</li> </ul> <p>※税務職員の調査権に基づくダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③は不要</p>

# 証拠書類のない簿外経費への対応策

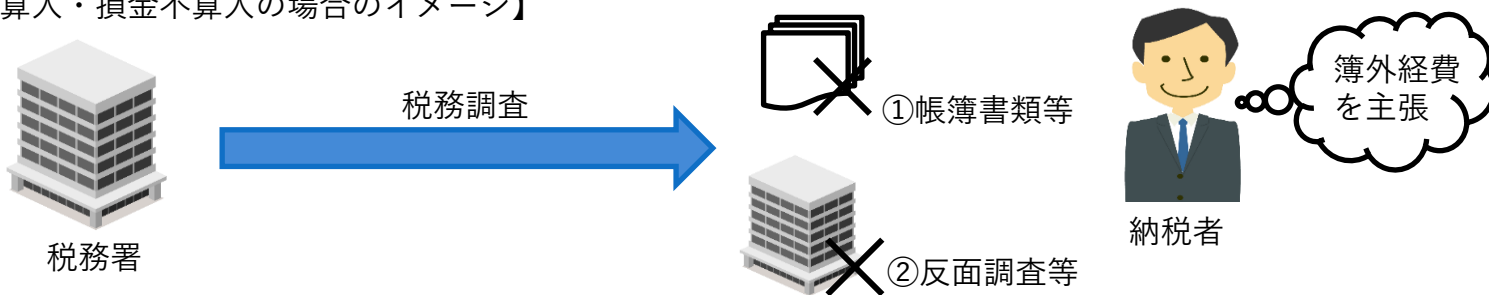
## 改正のポイント

- 税務調査の現場において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者や、証拠書類を偽装して簿外経費を主張する納税者への対応策として、以下の必要経費不算入・損金不算入の措置が講じられます。

## 解説

- 納税者（個人及び法人）が**隠蔽偽装行為に基づき確定申告書を提出又は確定申告書を提出していなかった場合には**、これらの確定申告書に係る年分・事業年度の売上原価の額及び費用の額は、次の場合を除き、**必要経費の額・損金の額に算入されない**こととなります。
  - ① 保存する帳簿書類等により売上原価の額又は費用の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合
  - ② 売上原価の額又は費用の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合、その他当該取引が行われたことが明らかであり又は推測される場合で調査等により税務署長が当該取引が行われこれらの額が生じたと認める場合

【必要経費不算入・損金不算入の場合のイメージ】



## 実務上の留意点

個人の「雑所得」については前々年分の業務に係る収入金額が300万円を超える場合に対象となります。

## 適用時期

個人：令和5年分以後の所得税について適用されます。  
法人：令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

# 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置①

## 改正のポイント

- 過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、一定の帳簿の提出がない場合又は記載すべき事項のうち収入金額の記載が不十分である場合には、申告漏れ等に係る所得税等の5%又は10%に相当する金額が加算されます。

## 解説

国税庁等の当該職員から一定の帳簿（その電磁的記録を含む）の提示又は提出を求められ、

①帳簿を提示等しなかった場合又は収入金額等の記載が「著しく」不十分な場合

②収入金額等の記載が不十分な場合

は、過少申告加算税又は無申告加算税について所得税、法人税又は消費税の5%又は10%に相当する金額が加算されます。

※ 納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く

②記載不備 (帳簿の保存(提出)あり)		①不記帳・不保存 (不提示・不提出)	
	年間の所得計算 をするには不十分	記載不備の程度が「著しい」 ↓ ①と同視する	
加重なし	5%		10%

加算税の  
加重割合

収入金額の記載水準

(売上金額又は業務収入金額)

収入の1/3以上  
について不記載

収入の5割以上  
について不記載

収入全て不記載  
(帳簿なし)

## 実務上の留意点

一定の帳簿とは、売上金額又は業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるもの、売上帳、売掛帳、現金出納帳、仕訳帳、総勘定元帳等

## 適用時期

令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

# 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置②

## 解説

○ 加算税は、申告納税制度の定着と発展を図るため、申告義務が適正に履行されない場合に課されるものです。

名称	課税要件	課税割合 (増差本税に対する)	不適用・割合の軽減	
			要件	不適用・軽減割合
過少申告加算税 (注)	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% ----- 期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分(※) ----- 15%	正当な理由がある場合 更正を予知しない修正申告の場合(注)	不適用
無申告加算税 (注)	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	15% (注) ----- 〔50万円超の部分〕 20% (注)	正当な理由がある場合 法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合	不適用
			更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合(注)	5%
不納付加算税	源泉徴収等による国税について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	10%	正当な理由がある場合 法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合	不適用
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5%
重加算税	仮装隠蔽があった場合	〔過少申告加算税・不納付加算税に代えて〕 35% (注) ----- 〔無申告加算税に代えて〕 40% (注)	(※の例) 修正申告により納付すべき税額	申告納税額250万円 50万円 } 15% 100万円 } 10% 期限内申告100万円

## 実務上の留意

(注) 財産債務調書等の提出状況、過去5年内における加算税の賦課状況、調査通知の有無等により課税割合が軽減又は加算される場合があります。

## ご留意事項

本資料は、自由民主党・公明党「令和4年度税制改正大綱（2021年12月10日）」、税制調査会、各省庁税制改正要望等の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

(この資料に関するお問い合わせ先)

辻・本郷 税理士法人

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

JR新宿ミライナタワー28階

TEL : 03-5323-3301

URL : <https://www.ht-tax.or.jp>